

令和6年度公正取引委員会政策評価実施計画

令和6年3月29日
公正取引委員会

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、事後評価の実施に関する計画を以下のとおり定める。

1 計画期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

2 計画期間内に実施する事後評価の対象

(1) 法第7条第2項第1号に規定される事後評価の対象

法第7条第2項第1号に規定される事後評価の対象は、次のとおりとする。

○ 公正な取引慣行の推進

- ・ 中小事業者を取り巻く取引の公正化（令和2年度ないし令和5年度）
- ・ 下請法違反行為に対する措置（令和2年度ないし令和5年度）

○ 競争政策の普及啓発等

- ・ 競争政策の広報・広聴（令和2年度ないし令和5年度）

(2) 法第7条第2項第2号の規定に該当する施策

該当するものはない。

(3) 法第7条第2項第3号の規定に該当する施策

該当するものはない。

3 事後評価の方法等

計画期間内において評価の対象とする施策等については、「公正取引委員会における政策評価に関する基本計画」（令和5年3月31日施行）に基づき、計画的に事後評価を実施する。

事後評価の実施に当たっては、施策等がその目的の達成に貢献しているかどうか

かを把握・分析し、施策等のボトルネックの特定とその解消策の検討を行うことにより、施策の見直し・改善に有益な情報が得られるような方法を選択する。

以上